

大田区観光サポーター設置要綱

(平成 26 年 5 月 14 日 26 産観発第 10070 号 区長決定)

(設置)

第 1 条 この要綱は、区にゆかりがある者、関心がある者等を通じて、区の知る人ぞ知る魅力を広く国内外に PR し来訪の機会創出につなげるとともに、区と連携し、区内情報を発信できる人材を発掘し育成するため「大田区観光サポーター」（以下「観光サポーター」という。）を設置する。

(対象)

第 2 条 観光サポーターは、次に掲げる要件をいずれも満たす者を対象とする。

- (1) 18 歳以上であって区内に在住し、在勤し若しくは在学する者又は区にゆかりのある者
- (2) 区の魅力や情報を積極的に発信する活動ができる者

(選任及び期間)

第 3 条 区長は、前条に規定する者のうちから、地域、性別、年齢、PR 意欲等を勘案して、適当と認める者を区長が選任し、通知する。

2 観光サポーターの任期は、2 年以内（その期間は選任の日から翌年度の 3 月 31 日まで）とし、再任を妨げない。

(活動等)

第 4 条 観光サポーターは、次に掲げる活動を行い、定期的に報告するものとする。

- (1) 区が指定する W E B 媒体を活用し、積極的に区の魅力を発信する。
- (2) 自らの人脈、ソーシャルネットワークサービス等を活用し、自主的に区の魅力を発信する。
- (3) 区が指定する講座、育成プログラム等に参加する。
- (4) その他区長が必要と認める活動

(報酬)

第 5 条 観光サポーターの活動に対する報酬は、無償とする。

(選任の取消し)

第 6 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、観光サポーターの選任を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第 4 条に掲げる活動等を行うことができなくなったと認められるとき。
- (3) 観光サポーターから辞退の申出があったとき。
- (4) その他区長が選任を取り消す必要があると認めたとき。

(庶務)

第 7 条 観光サポーターに関する庶務は、観光・国際都市部観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光・国際都市部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。